

地域おこし協力隊「奔走中、

農林係

●農業振興担当
の芳野 昇です

原稿を書いているのは10月中旬で、りんごはシナノスイートやシナノゴールドなどの収穫の時期になり、りんごのシーズンが本格化してきました。11月に入ればぐんま名月の収穫が始まり、サンふじにつながっていき、12月にはりんごの収穫は終わります。

秋はりんご農家にとっては一番忙しく大切な時期で、収穫したりんごをどのように販売し、収入につなげていくか頭を悩ますことになります。農協に出荷するほか個人の顧客への販売や道の駅や直売所に出荷するなどの方法があるのですが、今回は「ちょこっとたてしなマルシェ（たてマル）」に出店してみました。「たてマル」は立科町の美味しい特産物、優れた技術を見つけることができる場所として開催されています。

「蓼科第2牧場 牛乳専科もうもう」の軒下にテーブルを設置してりんごとりんごジュースを販売しました。「牛乳専科もうもう」には美味しいソフトクリームなどを求めて長野県ナンバー車だけでなく、群馬ナンバーなどの県外ナンバー車も多く訪れます。県外の方にはりんごは長野の特産品と思っていただいているようで「おっ、りんご売ってる」と言って近づいてもらえ、試食を進めると「美味しい」と言っていただけ、多くの方にりんごを買っていただけ、結果的にはりんごもりんごジュースも思っていた以上によく買っていただけました。「たてマル」では買っていた方と直接会話をし、色々な話を聞くことができ、大変いい経験ができたので、今後の活動につなげていきたいと思います。



結婚新生活を始めるための費用を助成します ～立科町結婚新生活支援事業～

地域振興係

新婚世帯の住居費および引越費用を助成します。

【対象となる世帯】



次の①～⑤のすべてを満たす世帯が対象となります。

①令和5年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、立科町に住民票のある世帯。

②婚姻の時点で夫婦いずれかの年齢が満40歳未満であること。

③夫婦の令和5年分（2023年分）の所得の合計額が500万円未満※であること

※世帯年収約650万円未満に相当。

※貸与型奨学金を返済している場合は令和5年度中の返済額を所得から控除できます。

④町税等の徴収金に滞納がないこと。

⑤対象となる住居が町内にあること。

【対象となる費用】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの婚姻を機に生じた費用。

- ・新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・新規の住宅取得費用（中古住宅に限ります。）
- ・結婚に伴う引越し費用 ・結婚に伴う住居のリフォーム費用

詳しくは町HPをご覧ください（「立科町結婚新生活支援事業」で検索してください。）

【補助額】

該当した世帯に最大30万円を上限額とし交付します。ただし、ご夫婦ともに29歳以下の世帯には1世帯あたり60万円を上限とし予算の範囲内で交付します。

詳細は[こちら](#)

補助要件や申請手続きは、事前にお問合せください。



●お問合せ●企画課 地域振興係 電話0267-88-7315